

一般財団法人 産業経理協会
総務・法務部長会 6月度 例会

「『新しい資本主義の実現』のための中小事業者等
取引適正化と、公取委による法運用の現状」

日時：2023年6月6日(金) 15:00～17:00

場所：経団連会館(大手町) 5階会議室

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

本日のテーマ

1. 優越的地位の濫用・下請法に関する近時の処分事例
2. 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」と、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正」【派生形態】
 - ① 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査
 - ② 法執行体制整備
 - ③ 令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン
3. 優越的地位の濫用・下請法の基本構造 【基本形態】
4. 近時の処分事例の概況
5. 参考その1：いわゆる「消費者優越」【別の派生形態】
6. 参考その2：フリーランス新法 【発展形態】



1. 優越的地位の濫用・下請法に関する近時の処分事例



令和5年

- ▶ (令和5年5月17日)茨城県土浦市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について
- ▶ (令和5年4月13日)みずほ証券株式会社に対する注意について
- ▶ (令和5年4月6日)株式会社ダイコクから申請があった確約計画の認定について ←
- ▶ (令和5年3月30日)旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について
- ▶ (令和5年3月24日)独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
- ▶ (令和5年2月28日)公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/2023/index.html>



令和5年

- (令和5年3月29日)株式会社ナフコに対する勧告について
- (令和5年3月27日)工機ホールディングス株式会社に対する勧告について
- (令和5年3月17日)株式会社キャメル珈琲に対する勧告について
- (令和5年3月16日)岡野バルブ製造株式会社に対する勧告について
- (令和5年3月8日)廣川株式会社に対する勧告について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/shitaukejiken/2023/index.html>



2. 「パートナーシップによる価値創造のための
転嫁円滑化施策パッケージ」と、
「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正」
【派生形態】



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が買上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」（以下「集中取組期間」という。）と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。



2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったとき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・ 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。



(2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金 2 億円の企業と資本金 1,500 万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）



(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買ったたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。



(4) 下請代金法上の「買ったたき」に対する対応

①下請代金法上の「買ったたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
- ・ 「買ったたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。



②下請代金法上の「買ったたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。



(5) 下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

(6) 取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。



(令和4年1月26日)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について

令和5年3月2日付けの公正取引委員会ホームページのリニューアルに伴い、違反行為情報提供フォームのアドレスが変更されました。新しいアドレスはこちらです。⇒<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

※なお、報道発表文(PDF)は公表当時のものをそのまま掲載しています。

令和4年1月26日
公正取引委員会

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)が取りまとめられたところ、本日、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の3つの取組を実施しました。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していきます。



1 「違反行為情報提供フォーム」（買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置

下請事業者が匿名で、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました（別紙1）。

「違反行為情報提供フォーム」
（買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

公正取引委員会は、「違反行為情報提供フォーム」の周知徹底を図るとともに、「違反行為情報提供フォーム」を通じて下請事業者から提供された情報を積極的に活用し、転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査や下請法上の定期調査における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを実施していきます。



2 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は，下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化するため，「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正しました（別紙2）。

公正取引委員会は，下請法違反行為の未然防止の観点から，今回改正した「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の周知徹底を図るとともに，下請法違反行為に対しては厳正に対処していきます。

3 「よくある質問コーナー(下請法)」の更新

労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に伴い，下請法上留意すべき点を明らかにするため，公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(下請法）」（https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）についてQ & Aを追加するなどの更新を行いました（別紙3）。



独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する 緊急調査の結果



令和4年12月27日
公正取引委員会



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

○「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（調査の概要①）

○ 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁において「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。この取組の一環として、公正取引委員会は、令和4年1月26日、下請法運用基準を改正するとともに、同年2月16日、独占禁止法Q&Aに、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあることを明確化した。

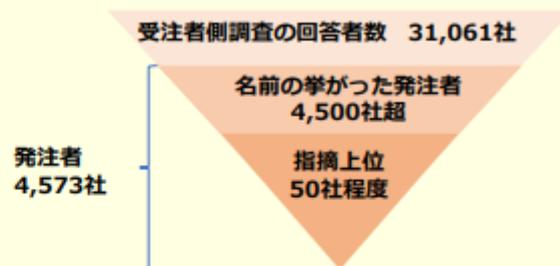
○ 公正取引委員会は、上記パッケージに基づき、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種（調査対象業種）を選定し、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施した。

調査対象業種：22業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
パルプ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

○ 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。

- 受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。



- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査(注)を306件実施した。

また、令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を行うこととした。個別調査の対象とした発注者の取引先について、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間を調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q&Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている取引先を個別に調査した。

(注) 任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なるものである。

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q 2 0（抜粋）
(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

○注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為がみられた事業者に関する事業者名の公表

- 受注者側書面調査、発注者側書面調査及び個別調査を行った結果、全般的には独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が行われている事例が多数みられたところである。一方で、個別調査で確認した範囲では、「1」に該当する行為は一定程度確認できたものの、「2」に該当する行為は「1」に該当する行為に比べると少なかった。
- こうした全般的な結果を受けて、これらの独占禁止法Q & Aの「1」又は「2」に該当する行為が認められた発注者4, 030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。
- また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q & Aの「1」に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした（注）。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

- 今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

(注) こうした行為を多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案については、独占禁止法に基づき事業者名を公表する方針を対外的に示しているところである。
なお、この対応に当たっては、公正取引委員会は、対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。

19

○今後の取組

(1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

(2) 独占禁止法Q & A及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に「1」に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

(3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果（注）等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

（注）「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について」（令和4年12月14日公表）

令和5年2月15日付 事務総長定例会見記録

[配布資料]

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について(令和5年2月15日公表資料)(PDF)

[発言事項]

特定任期付職員の募集について

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

質疑応答

令和5年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員について

令和4年12月23日

公正取引委員会

令和5年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員は、以下のとおりである。

1 予算：総額114億90百万円

区分	(単位：百万円)		
	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度 増減額 (B-A)
1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	448	612 (870)	164 (422)
2. 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化	301	1,007 (1,046)	705 (745)
3. 競争環境の整備	248	312	64
4. 競争政策の運営基盤の強化	195	185	△9
5. その他	9,655	9,373	△281
合計	10,846	11,490 (11,787)	644 (940)
うち公正取引委員会計上	10,487	11,132 (11,171)	645 (684)
うちデジタル庁一括計上	360	358 (615)	△2 (256)

注1：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は必ずしも一致しない。

注2：()内の数字は、令和4年度補正予算(第2号)に計上している額を含む。

2 機構・定員

○ 機構

経済取引局調整課企画官の新設

○ 定員(増員49人の内訳)

中小下請取引適正化に向けた体制の強化(緊急増員50人を除く。) 32人

競争環境の整備に向けたアドボカシー(唱導)体制の強化 12人

デジタル化等社会経済の変化に対応した執行体制の強化等 5人

※ 事務総局定員924人(令和5年度末)。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局
	官房総務課(予算関係) 03-3581-3574
	官房人事課(機構・定員関係) 03-3581-5475
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

事務総長定例会見記録(令和5年2月15日(水曜)13時30分～於官房第1会議室)

特定任期付職員の募集について

本日は、二つお話しします。

最初に、特定任期付職員の募集についてお話しします。昨年11月にも職員の中途採用にしまして、この場でお話ししましたけれども、公正取引委員会では、競争政策を積極的に推進していくために、優秀な人材を確保しながら、体制強化に力を入れているところでございます。今般、更なる体制強化を行うため、専門人材として、弁護士の方や公認会計士の方を対象とした任期付職員の公募を行うこととし、2月6日から募集を開始しております。

具体的には、弁護士の方については、経済取引局、取引部及び審査局において、また、公認会計士の方については審査局において、それぞれの資格を用いて実務経験を有する方々を対象に、書類選考や人物試験、つまり面接を実施した上で、合計22名の採用を予定しております。

公正取引委員会では、これまでも、定期的に弁護士の方や公認会計士の方を任期付職員として採用してまいりましたけれども、一度に20人以上の募集を行うのは過去に例が無いものでございます。

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法を所管しておりますけれども、任期付職員の方に、これらの法律の執行、企業結合審査、コンプライアンス支援、政策立案、訴訟対応といった業務に従事していただくことで、その専門性が競争政策の積極的な推進に貢献すると考えております。また、任期付職員となられた方にとっては、これらの業務を通じて、競争政策に関係する専門性を磨くことができると考えておきまして、公正取引委員会での任期を終えた後、弁護士や公認会計士での勤務に必ずや生かすことができる、そういった経験になるのではないかと考えております。さらに、これらの任期付職員が任期後に、幅広い分野で活躍していただくことによって、我が国の経済社会において、公正取引委員会の役割や競争政策の重要性についての理解が促進されるという効果も期待しているところでございます。

この応募につきましては、3月10日(金)まで受け付けておりますので、御関心のある方は是非応募を検討していただきたいと考えております。

詳細につきましては官房人事課までお問い合わせください。

質疑応答

(問) 先ほどの専門人材の募集について、一度に20人以上の募集は過去に例が無いということなのですが、今回大規模になったのはどういった理由なのか教えてください。

(事務総長) 今回の、法曹資格を持っておられる方や公認会計士の方といった専門人材を、弁護士21名、公認会計士1名の合計22名の予定で募集しようということですが、公正取引委員会における法執行や政策立案、訴訟対応など、幅広い分野で御活躍いただけたらと思って募集を行うものでございます。今も、弁護士等の方が特定任期付職員として活躍いただいているところですが、組織体制を一層パワーアップするという観点から、多くの専門人材に来ていただいて、事務総局の中で、今申し上げた業務に従事していただくことによって、公正取引委員会の執行を含めた体制強化に資することを目的としたものでございます。

(問) そのことに関連してなんですが、実際に採用になって仕事が始まるのは4月からですか。

(事務総長) 原則として7月を予定しておりますけれども、応募された方の事情によっては、必ずしも7月1日でなくてもいいかなと思っております。

(問) 任期は、大体どれくらいなんですか。

(事務総長) 任期は原則2年で、場合によっては再任もあり得るということです。

(問) 来年度に、たくさん的人员を増やす予算を要求していると思うんですが、今回の大量の採用は、その一環ですか。それとも任期付きはまた別の枠なんですか。

(事務総長) 今回は、今の公正取引委員会の定員の中でいきます。令和5年度の定員増、あるいはその前の緊急増員も含めて、定員が大幅増になったということもあって、こういったことができるようになっていくと御理解いただければと思います。

以上

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
<p>1 転嫁円滑化に向けた更なる調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年6月目途】 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 <p>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】 	<p>1 重点的な立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】 重点的な立入調査の実施【継続実施】 <p>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 <p>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】 	<p>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 経済団体等への働きかけ【継続実施】 ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 <p>2 相談対応及び情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、**

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。



3. 優越的地位の濫用・下請法の基本構造 【基本形態】



優越的地位の濫用・下請法の基本構造

優越的地位の濫用

- ① 独占禁止法における優越的地位濫用規制の位置付け
- ② 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)
- ③ 優越的地位該当性の判断
- ④ 公正競争阻害性の有無の判断
- ⑤ 不利益行為該当性の判断
- ⑥ 優越的地位の濫用規制の沿革・講学上の議論
- ⑦ 不利益行為(独禁法第2条第9項第5号イ、ロ、ハ)の具体例
- ⑧ これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置
- ⑨ 不利益行為の組織性・計画性・一連性の有無
- ⑩ 違反行為の取りやめ・終了
- ⑪ 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による迅速処理(注意)
- ⑫ 優越的地位濫用事件の処理パターン
- ⑬ 優越的地位濫用事件審査の方向性

下請法

- ① 概要・親事業者の義務・禁止行為等
- ② 過去の買いたたき事案
- ③ 下請法違反行為の類型別件数・下請事業者が被った不利益の原状回復の状況(抜粋)
- ④ 令和4年度における下請法の運用状況(抄)



優越的地位の濫用規制

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（**優越的地位**）が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に（**公正競争阻害性**）不利益を与える（**不利益行為**）ことを、不公正な取引方法として禁止。



① 独占禁止法における優越的地位濫用規制の位置付け

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。

主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」 (第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員への派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

2 「不当な取引制限」 (第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」 (第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

4 「不公正な取引方法」

(第2条第9項第1号～第6号, 第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- **共同の取引拒絶**
...正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- **差別対価**
...不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。
- **不当廉売**
...正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- **再販売価格の拘束**
...正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- **優越的地位の濫用**
...取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- **抱き合わせ販売**
...相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品而自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- **排他条件付取引**
...不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- **拘束条件付取引**
...販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- **競争者に対する取引妨害**
...自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。



② 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)

(9) この法律において「不公正な取引方法」とは次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

1～4 略

5 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること
(購入・利用強制)。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること (金銭提供要請、従業員等派遣要請等)。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み (受領拒否)、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ (返品)、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ (支払い遅延)、若しくはその額を減じ (減額)、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること (取引条件の不利益変更・実施)。

(補完法)「下請代金支払遅延等防止法」



③ 優越的地位該当性の判断

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公取委ガイドライン)

1. 市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りる。

2. 甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。

(以下の具体的事実の総合考慮によって判断される。)

- (1) 乙の甲に対する取引依存度
- (2) 甲の市場における地位
- (3) 乙にとっての取引先変更の可能性
- (4) その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実



④ 公正競争阻害性の有無の判断

- 公正な競争を阻害するおそれのある不利益行為が規制の対象

取引の相手方の事業活動上の自由意思の抑圧・当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する(自主的判断阻害性)とともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあること(間接的競争阻害性)

- 問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断

- ① 行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合
- ② 特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合
には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。

⑤ 不利益行為該当性の判断

○ 優越的地位濫用規制における「不利益」とは

- ① 相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ② 相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた不利益を与えることとなる場合

(注) 「直接の利益」とは、例えば、取引の相手方の従業員等を小売店に派遣して消費者に販売させることが、取引の相手方が納入する商品の売上げ増加、取引の相手方による消費者ニーズの動向の直接把握につながる場合など実際に生じる利益をいい、従業員等の派遣をすることにより将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。

(例)「従業員等派遣要請」

「従業員等を派遣する条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、従業員等を派遣する条件等があらかじめ明確であっても、その派遣等を通じて相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合」には「不利益行為」に当たる。



⑥ 優越的地位の濫用規制の沿革

原始独占禁止法 2 条 6 項（昭和 2 2 年制定）

この法律において不公正な競争方法とは、左の各号の一に該当する競争手段をいう。

1. 他の事業者から不当に物資、資金その他経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不当に物資、資金、その他の経済上の利益を供給しないこと
2. 不当な差別対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
3. 不当に低い対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
4. 不当に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取り引きするように勧誘し、又は強制すること
5. 相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取り引きすること
6. 相手方とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方との競争者との関係を不当に拘束する条件を付け、又は相手方である会社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の条件を付けて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
7. 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第71条及び第72条に規定する手続に従い公正取引委員会の指定するもの



⑥ 優越的地位の濫用規制の沿革

旧2条7項(昭和28年制定、昭和52年改正で2条9項に繰下げ)

⑦この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもって取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

【「競争方法」の規制が「取引方法」の規制となり、5号で優越的地位の濫用が規定された。】



⑥ 優越的地位の濫用規制の沿革 旧8条(昭和28年改正による削除)

- (旧)8条1項 不当な事業能力の格差があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続きに従い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他その格差を排除するために必要な措置を命ずることができる。
- 2項 公正取引委員会が前項の措置を命ずるに当たっては、当該事業者につき、左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
- 1 資本金、積立金その他資産の状況
 - 2 収支その他経営の状況
 - 3 役員構成
 - 4 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
 - 5 事業設備の状況
 - 6 特許権の有無及び内容その他技術上の特質
 - 7 生産、販売等の能力及び状況
 - 8 資金、原材料等の取得の能力および状況
 - 9 投資その他の方法による他の事業者との関係
 - 10 前各号に掲げる事項に関する競争者との比較



⑥ 優越的地位の濫用規制の沿革

旧2条7項(昭和28年制定、昭和52年改正で2条9項に繰下げ)

旧8条(昭和28年改正による削除)

「…いわゆる取引上の地位の不当利用を第5号に…付け加えることとした。」

「新法第5号は、不当な事業能力の格差の排除の規定が削除されたことにより、大規模事業者が、その地位を濫用して、中小企業を不当に圧迫するおそれもあり、そのような事態に対処するために、新たな類型として追加されることになったものである。これによって、例えば大企業による下請代金の不当な支払遅延や、銀行による歩積両建預金の強要などが規制可能となった。また、取引上の地位の不当利用は、直接の競争手段とはいえないため、従来の『競争手段』との文言を改め、広い意味での商行為ないし経済行為という意味での『取引方法』とした。」

「第8条の不当な事業能力の格差の排除は、企業規模の大きさそのものに対する規制であるが、これがなくても他の規定によって取締りの実を挙げることができると考えられた。すなわち私的独占行為は禁止されており、この形式的・予防的規定を廃止しても、独占禁止法の法益状支障がないし、本条を存置することは経済界に不必要な不安を与え、資本の集積や生産規模の拡大にとって支障となり、事業者の企業意欲を阻害するおそれもあると考えられて削除されることとなった。」

(「独占禁止法政策五十年史 上巻」公正取引協会73頁)



⑥ 優越的地位の濫用規制についての講学上の議論

- 「最近有力に行われている説によれば、「公正な競争」とは、(1)自由な競争の確保、(2)競争手段の公正さの確保のほか、(3)自由競争基盤の確保によって保たれる状態であり、(3)は、(1)、(2)を可能ならしめる前提条件である、とすると共に、「取引上の地位の不当利用(=5号)の公正競争阻害性は、自由競争基盤を侵害する点に求められる」というのである。右のうち、(1)、(2)は前述のところと異ならないが、(3)は、「取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという、自由な競争の基盤が保持されていること」をいうものとされている。しかし、このような自由競争の「基盤の確保」は、私的独占の禁止にはじまる独禁法の全体系が目標としていることで、五号がそのために設けられた、というような見方は、その発想において、既に誤っている。しかも、後述のように、五号の規定は、「自由な競争の基盤」が失われているところに発生した不都合な結果を除去しようとするものではあるが、競争基盤の再建に、直接に役立つ規定ではないのである。」今村成和「独占禁止法入門」119頁
- 「この行為が、取引の相手方の競争機能の発揮を妨げ、自由な競争基盤を侵害する行為であるという観点から説明する説があるが、このようなことは、この行為の基盤としてある状態であって行為の結果ではない。本号に基づいて、一般指定14は、優越的地位の濫用を不公正な取引方法として指定しているが、ここで違法とされているのは、濫用行為であって、優越的地位そのものではない。だから、濫用行為が排除されても、優越的地位は残るわけであるし、もともと優越的地位は、その濫用行為に基づいて生じたものではないのだから、この行為を排除することで、自由競争基盤が確保されることになるというのも、理由のない説であると思う。結局のところ、この行為の公正競争阻害性は、競争原理が働かないことを利用しての、優越的地位の濫用行為であること自体に求めるより外はないもので、文理解釈よりすれば、これには異論もあり得ようが、本号該当の行為を不公正な取引方法の一つに掲げた立法の趣旨よりすれば、こう解釈するほかはないのである。」同166頁

⑥ 優越的地位の濫用規制についての講学上の議論

- 「本号の趣旨を全面的に生かすために、この要件の方を歩み寄らせるとするならば、第一に、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引することは、自己の競争者としての地位を不当に強化することであり、第二に、それによって、中小企業の健全な発達を妨げることは、その者の競争者としての地位を弱めることであるから、結局において、公正な競争を阻害するおそれがある、と解するのである。しかし、本号に掲げる行為の悪性は、本来、このような形で理解されるべき性質のものではなく、むしろ、不公正な取引方法とは拘わりのない、別個の規制として、定むべきものであったろう。」今村成和「独占禁止法[新版]」148～149頁
- 「この行為は、相手方に不当な不利益を与えること自体によって違法とされるもので、直接競争秩序に及ぼす影響は問題とされていない。そこで私は、その公正競争阻害性は、優越的地位の濫用により、自己の競争者としての地位を不当に強化し、相手方は逆に競争者としての地位を弱めるというように、間接的に競争秩序に影響を及ぼす点にあるものと解して来た。しかし、そこでも指摘したように、ここにこの行為の悪性があるとして指定されているわけではないから、この説明は、技巧的に過ぎたように思われる。」今村成和「私的独占禁止法の研究(五)」258頁

⑥ 優越的地位の濫用規制についての講学上の議論

- 自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、
 - 当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、
 - 「クリスマス関連商品を購入させられた」ことで、「自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという、自由な競争の基盤が保持されていること」が失われたわけではなく、むしろ、既に失われていたから、購入させられたのではないか？
 - 当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、
 - 「クリスマス関連商品を購入させられた」ことで、納入業者は、自己の競争者(他の納入業者ら?)との関係で競争上不利になるおそれがあるか？
 - 行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。
 - 「取引先納入業者にクリスマス関連商品を購入させた」ことで、自己の競争者との関係で競争上有利になるおそれがあるか？
 - ただし、「開店セールの際に商品説明等のための従業員を派遣させた」ことで、事後の競争者との関係で競争上有利になるおそれはあり得るのかもしれない。
- 「優越的地位の濫用」は、なぜ違法なのか自体、説明が容易ではない行為類型である。



⑦ 不利益行為(独禁法第2条第9項第5号イ、ロ、ハ)の具体例

不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。



⑧ これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置 (行為が課徴金賦課対象となる以前の平成21年12月31日までに終了)

措置年月日	事件名	違反行為の内容
S57.6.17同意審決	三越事件	購入強制、金銭提供要請
H10.7.30勧告審決	ローソン事件	金銭提供要請、低価格納入要請
H.16.4.14勧告審決	ポスフル事件	減額
H16.4.15勧告審決	山陽マルナカ事件	従業員等派遣要請、減額、返品、購入強制
H16.11.11勧告審決	ミスターマックス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、返品
H16.11.18勧告審決	カラカミ観光事件	購入強制
H16.12.6勧告審決	コーナン商事事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
H17.1.7勧告審決	ユニー事件	従業員等派遣要請、低価格納入要請
H17.5.12勧告審決	フジ事件	従業員等派遣要請、減額
H17.12.26勧告審決	三井住友銀行事件	購入強制
H18.10.13排除措置命令	バロー事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制
H19.3.27排除措置命令	ニシムタ事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H19.6.22同意審決	ドン・キホーテ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
H20.5.23排除措置命令	マルキョウ事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H20.6.23排除措置命令	エコス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、減額
H20.6.30排除措置命令	ヤマダ電機事件	従業員等派遣要請
H21.3.5排除措置命令	大和事件	従業員等派遣要請、購入強制
H21.6.19排除措置命令	島忠事件	従業員等派遣要請、減額、返品
H21.6.22排除措置命令	セブンイレブン・ジャパン事件	見切り販売制限
H22.7.30排除措置命令	ロイヤルホームセンター事件	従業員等派遣要請、返品



⑧ これまでの優越的地位濫用事件に対する法的措置 (行為が課徴金賦課対象となった平成22年1月1日以降も継続)

措置年月日	事件名	違反行為の内容
H23.6.22排除措置命令・課徴金納付命令 H31.2.20審判審決 R2.12.11東京高裁判決 R3.1.27取消審決	山陽マルナカ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、返品、減額、購入強制
H23.12.13排除措置命令・課徴金納付命令 H27.6.4審判審決	トイザラス事件	減額、返品
H24.2.16排除措置命令・課徴金納付命令 R元10.2審判審決 【審決取消訴訟提起】	エディオン事件	従業員等派遣要請
H25.7.3排除措置命令・課徴金納付命令 H31.3.25審判審決 R3.3.3東京高裁判決 R4.5.18最高裁上告不受理決定	ラルズ事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制
H26.6.5排除措置命令・課徴金納付命令 R2.3.25審判審決 【審決取消訴訟提起】	ダイレックス事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請
R2.8.5確約計画認定	ゲンキー事件	従業員等派遣要請、金銭提供要請、購入強制、返品
R2.9.10確約計画認定	アマゾンジャパン事件	減額、金銭提供要請
R3.3.12確約計画認定	BMW事件	過度な販売計画台数強制、新規登録強制
R5.4.6確約計画認定	ダイコク事件	返品、従業員等の派遣の要請



⑨ 不利益行為の組織性・計画性・一連性の有無

○ 優越的地位の濫用に係る課徴金(法第20条の6)

事業者が第19条の規定に違反する行為(第2条9項5号に該当するものであって、継続してするものに限る。)をしたとき、公取委は、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額の合計額に100分の1を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

「優越的地位の濫用行為において、独禁法2条9項5号所定の異なる行為類型に該当する行為がされている場合においても、違反行為を同号所定の異なる行為類型ごとに捉えるのではなく、当該濫用行為が事業者の方針に基づくものであり、役員等の指示に基づき組織的、計画的に一連の行為として行われているときには、全体として1個の違反行為がされたものとして、一律に違反行為期間を認めるのが相当」(令和3年3月のラルズ事件東京高裁判決)

○ 役員や役員に近い権限を有する、例えば営業本部長等の高位の職責者の指示に従い、組織として一体的に行われている場合 ⇒ 組織性・計画性・一連性ありと見られる。

→ 課徴金賦課対象となる場合、最初の不利益行為の実施日から、すべての不利益行為を取りやめた最後の日までの間の、違反行為者の優越的地位が認定され、かつ不利益行為の対象となったすべての相手方との取引額の合計額が課徴金算定対象売上額となる。



⑩ 違反行為の取りやめ・終了

「優越的地位の濫用行為は、違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行い、これに応じさせる態様を含む違反行為であるから、・・違反行為がなくなると判断されるためには、単に違反行為者の内部において不利益な要請を今後行わない旨の意思決定をし、これを違反行為者の内部に周知するだけでは足りず、さらに、既に違反行為者が行った不利益な要請に対して、当該要請の相手方においてこれに応じることがないような対策(例えば、当該要請の相手方に対して、当該要請に応じる必要がない旨を周知することや、自社の従業員等に対し、当該相手方が要請に応じてきた場合にはこれを受け入れてはならないことを徹底することなど)を伴う必要がある。」(平成31年3月のラルズ事件審判審決)

- ① **従業員への周知日**:被審人会長から従業員に文書配布、「本件立入検査を受けたこと、全社を挙げて検査にも協力していること、再発防止に全力を挙げて取り組むつもりであること、同日付けで「公正取引推進委員会」を設立したこと」等の周知。また、経営会議において、「公正取引推進委員会」において新たにルールを策定するまでは、公取委から疑いをかけられている行為を勝手に行わないこと」等を、各部署に対して周知することとされ、電子メールにより同経営会議における被審人会長の発言記録を各部署に対して周知。
- ② **取引先への通知日**:取締役会において、被疑事実に係る行為の取りやめ、再発防止に関する決意表明及び決議内容等を文書で取引先納入業者に送付することを可決。同日、仕入れ担当者の大半が出席する社内研修で取締役会決議内容を周知するとともに、取引先納入業者に対し、被疑行為を取りやめることを内容とする文書を送付。
- ③ **受領金等の返却日**:②よりも後の日に、複数の納入業者から創業祭協賛金の振込を受け、それを1年以上保持した後、審査官の指摘を受け返却。

➤ ②が「違反行為のなくなる日」 (優越的地位濫用行為が組織的、計画的に一連のものとして実行されていたと評価される場合、その一体として評価される違反行為がなくなると認められる措置を講じた日が「当該行為がなくなる日」。)

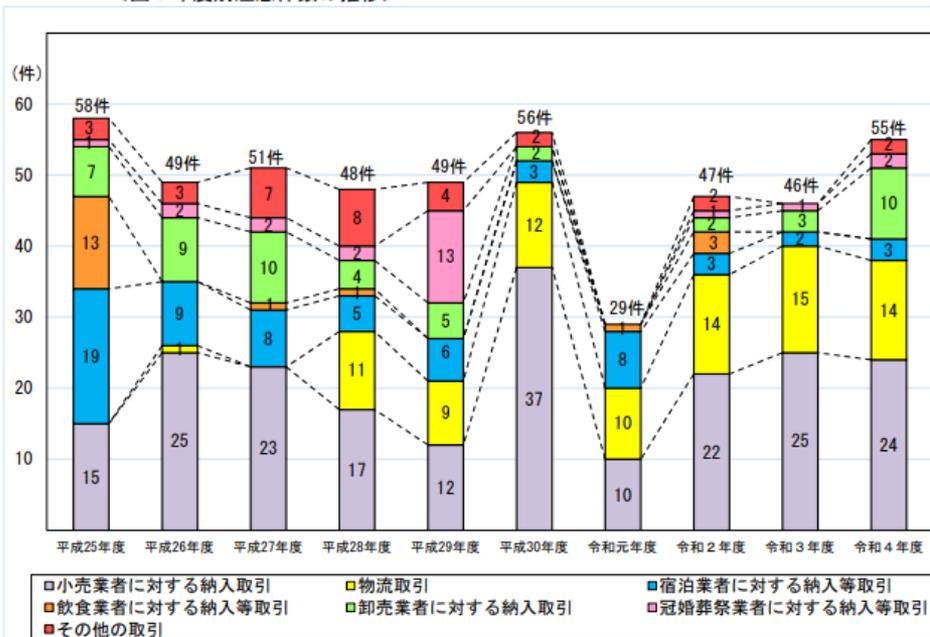


⑪ 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による迅速処理(注意)

○ 注意件数及び取引内容の年度別推移並びに令和2年度の注意事項の行為類型一覧

3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った55件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が24件と最も多く、次いで物流取引が14件、卸売業者に対する納入取引が10件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が2件、その他が2件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が54件中20件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が12件となっている。また、物流取引については、「減額」が35件中11件と最も多く、次いで「支払遅延」が7件となっている。

さらに、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が15件中6件であり、次いで「減額」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が22件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」及び「減額」がいずれも20件となっている。

＜表：注意事項の行為類型一覧＞

(単位: 件)

行為類型	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	飲食業者に対する納入等取引	卸売業者に対する納入取引	冠婚葬祭業者に対する納入等取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	12	4	3	0	1	2	0	22
協賛金等の負担の要請	9	1	1	0	6	0	1	18
従業員等の派遣の要請	20	0	0	0	0	0	0	20
その他経済上の利益の提供の要請	1	3	1	0	0	1	0	6
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	7	0	0	0	2	0	0	9
支払遅延	0	7	1	0	0	0	0	8
減額	4	11	0	0	5	0	0	20
取引の対価の一方的決定	1	0	0	0	1	0	1	3
不当な給付内容の変更及びやり直し	0	5	0	0	0	0	0	5
その他	0	4	0	0	0	0	0	4
合計	54	35	6	0	15	3	2	115

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(55件)と行為類型の内訳の合計数(115件)とは一致しない。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

⑫ 優越的地位濫用事件の処理パターン

1. 法的措置による処理

(1) 正式事件処理

- ・排除措置命令、課徴金納付命令、会社名公表

(2) 確約手続による処理

- ・確約計画認定(金銭的価値の回復が求められる場合あり)、
会社名公表

2. 警告又は審査打切りによる処理

- ・自主的改善措置、会社名公表

3. 「優越タスク」による迅速処理(注意)

- ・自主的改善措置、会社名非公表

(注) 審査開始は、強制処分権限を利用できる正式審査
又は事業者の任意の協力を得て行う任意審査

(年度別優越的地位濫用処理件数)

年度	法的措置(注)	警告	注意
24年度	0	0	57
25年度	1	0	58
26年度	1	0	49
27年度	0	0	51
28年度	0	0	48
29年度	0	0	49
30年度	0	2	56
令和元年度	0	1	29
2年度	3	0	47
3年度	0	0	46

(注) 法的措置には確約計画の認定を含む。



⑬ 優越的地位濫用事件審査の方向性

1. 優越的地位濫用行為が課徴金賦課対象となって以降、同事件審査においては、個々の取引先事業者ごとに違反行為の対象であるか否かを、証拠に基づき認定することが必要。このため、以前と比べ、事件処理に多大の手間と時間を要するようになった。
2. 確約手続は、違反行為の認定はされないものの、違反事件の迅速処理に資するとともに、確約計画に金銭的価値の回復が盛り込まれれば、不利益を受けた取引先事業者の救済につながる面もある。従来のような、大規模小売業者等による納入業者に対する典型的な優越的地位濫用事件について正式審査が開始される場合、確約手続による処理を念頭に置いている可能性がある。もともと、正式事件処理は排除されない。
3. 典型的な優越的地位濫用事件には当たらない特色のある事件について正式審査が開始される場合は、正式事件処理を念頭に置いている可能性がある。もともと、確約手続の利用は排除されない。
4. 違反被疑事業者の市場における地位、行為の組織性・計画性・一連性の有無、不利益行為の内容、不利益の程度等から見て上記に該当しないとみられる事件については、任意審査が開始され、警告、注意により処理される可能性がある。もともと、審査中に正式審査に切り替えて、法的措置による処理を目指す可能性は排除されない。



下請法 ①概要・親事業者の義務・禁止行為等

ホーム > 下請法 > 下請法とは > 下請法の概要

下請法の概要

1 目的

(第1条)

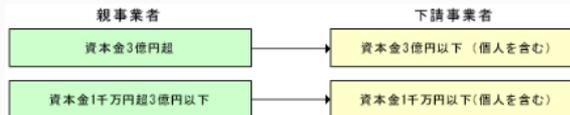
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者，下請事業者の定義

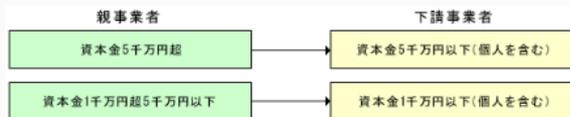
(第2条第1項～第8項)

下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

(1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



(2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合 ((1)の情報成果物・役務提供委託を除く。)



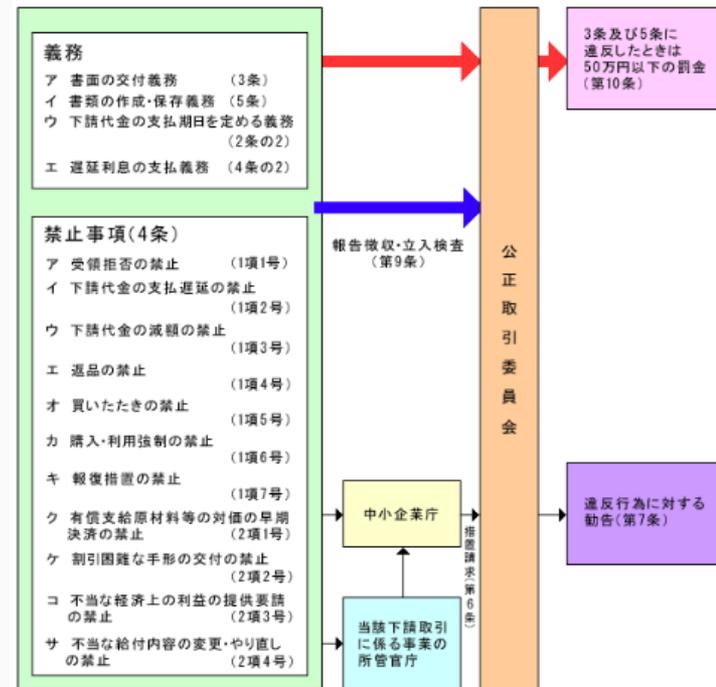
3 親事業者の義務・禁止事項等

親事業者の義務 (第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条)

親事業者の禁止事項 (第4条)

報告徴収・立入検査 (第9条)

勧告 (行政指導による是正) (第7条)



下請法 ①概要・親事業者の義務・禁止行為等

ホーム > 下請法 > 下請法とは > 親事業者の義務

親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課されています。

親事業者の義務

義務	概要
書面の交付義務	発注の際は、直ちに3条書面を交付すること。
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること。
遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。



下請法 ①概要・親事業者の義務・禁止行為等

ホーム > 下請法 > 下請法とは > 親事業者の禁止行為

親事業者の禁止行為

親事業者には次の11項目の禁止事項が課せられています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになるので十分注意が必要です。

親事業者の禁止行為

禁止事項	概要
受領拒否（第1項第1号）	注文した物品等の受領を拒むこと。
下請代金の支払遅延（第1項第2号）	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
下請代金の減額（第1項第3号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
返品（第1項第4号）	受け取った物を返品すること。
買いたたき（第1項第5号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
購入・利用強制（第1項第6号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
報復措置（第1項第7号）	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済（第2項第1号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
割引困難な手形の交付（第2項第2号）	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
不当な経済上の利益の提供要請（第2項第3号）	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第2項第4号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。



下請法禁止行為(優越的地位の濫用との対比)

下請法	禁止行為	優越的地位の濫用
4条1項1号	受領拒否	2条9項5号ハ
4条1項2号	下請代金の支払遅延	2条9項5号ハ
4条1項3号	下請代金の減額	2条9項5号ハ
4条1項4号	返品	2条9項5号ハ
4条1項5号	買ったたき	2条9項5号ハ
4条1項6号	購入強制・利用強制	2条9項5号イ
4条1項7号	報復措置	
4条2項1号	有償支給原材料等の対価の早期決済	(2条9項5号ハ)
4条2項2号	割引困難な手形の交付	(2条9項5号ハ)
4条2項3号	不当な経済上の利益の提供要請	2条9項5号ロ
4条2項4号	不当な給付内容の変更・やり直し	2条9項5号ハ



下請法 ②過去の買ったたき事案

業種	違反行為等の概要	関係法条
建物サービス業	<p>① 株式会社ホーチキメンテナンスセンターは、業として請け負う消防用設備の保守点検業務の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の経費削減を図るため、下請事業者に対して、「出精値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、要請したすべての下請事業者に対し、平成18年1月から同19年4月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、公正取引委員会の勧告前に、減額分（2億1551万5911円）を下請事業者（20名）に返還した。</p> <p>② 株式会社ホーチキメンテナンスセンターは、下請事業者20名に対して、それぞれの事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、平成19年4月末日支払分まで下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引いて支払っていた額を、一律に、そのまま同年5月末日以降に支払う下請代金の額とすることを定めることにより、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定していた。</p> <p>本件では</p> <p>a 平成19年5月末日以降に支払う額として定めた下請代金の額について、下請事業者との間で協議を行い、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低いものではない相当額まで、同年5月末日支払分にさかのぼって引き上げること</p> <p>b 前記減額行為及び買ったたき行為が下請法の規定に違反するものである旨並びに今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨及び下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めない旨を取締役会で確認すること</p> <p>c 再発防止策を講じること 等を勧告した。</p>	<p>第4条第1項第3号（減額の禁止）</p> <p>第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）</p>



下請法 ②過去の買ったたき事案

<p>日用品等の小売業 (26.7.15勧告)</p>	<p>(株)大創産業は、100円ショップ「ザ・ダイソー」等の店舗で販売する自社ブランドの日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 返品 平成24年5月から平成25年10月までの間、下請事業者の商品を受領した後、販売期間が終了したこと及び売行きが悪いことを理由として商品を引き取らせ、また、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。</p> <p>② 買ったたき 平成24年11月から平成25年11月までの間、商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約59パーセントから約67パーセント引き下げた単価を定めて発注した。</p> <p>返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者62名に対し、総額1億3915万7024円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払うなどしている。また、予定単価を用いて計算した代金の額と実際の下請代金との差額は、下請事業者2名に対し、総額657万8897円であり、同社は勧告前に当該差額を支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第4号（返品の禁止） ②第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）</p>
---------------------------------	--	---



下請法 ③下請法違反行為の類型別件数・ 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和4年度	6,697 (88.9)	834 (11.1)	7,531 (100)	49 (0.7)	4,069 (57.3)	1,273 (17.9)	22 (0.3)	913 (12.9)	50 (0.7)	71 (1.0)	225 (3.2)	349 (4.9)	73 (1.0)	4 (0.1)	7,098 (100.0)	14,629
製造委託等	4,271 (89.7)	492 (10.3)	4,763 (100)	36 (0.8)	2,273 (52.3)	860 (19.8)	19 (0.4)	524 (12.1)	31 (0.7)	61 (1.4)	211 (4.9)	278 (6.4)	52 (1.2)	3 (0.1)	4,348 (100.0)	9,111
役務委託等	2,426 (87.6)	342 (12.4)	2,768 (100)	13 (0.5)	1,796 (65.3)	413 (15.0)	3 (0.1)	389 (14.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	14 (0.5)	71 (2.6)	21 (0.8)	1 (0.0)	2,750 (100.0)	5,518
令和3年度	5,401 (88.1)	732 (11.9)	6,133 (100)	48 (0.6)	4,900 (62.2)	1,195 (15.2)	11 (0.1)	866 (11.0)	48 (0.6)	72 (0.9)	293 (3.7)	332 (4.2)	101 (1.3)	12 (0.2)	7,878 (100)	14,011
製造委託等	3,703 (89.2)	450 (10.8)	4,153 (100)	40 (0.8)	2,909 (57.9)	826 (16.4)	9 (0.2)	493 (9.8)	29 (0.6)	62 (1.2)	282 (5.6)	290 (5.8)	79 (1.6)	9 (0.2)	5,028 (100)	9,181
役務委託等	1,698 (85.8)	282 (14.2)	1,980 (100)	8 (0.3)	1,991 (69.9)	369 (12.9)	2 (0.1)	373 (13.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	11 (0.4)	42 (1.5)	22 (0.8)	3 (0.1)	2,850 (100)	4,830
令和2年度	6,003 (86.5)	934 (13.5)	6,937 (100)	40 (0.5)	4,738 (59.4)	1,471 (18.4)	15 (0.2)	830 (10.4)	76 (1.0)	78 (1.0)	314 (3.9)	297 (3.7)	120 (1.5)	0 (0.0)	7,979 (100)	14,916
製造委託等	4,181 (87.2)	612 (12.8)	4,793 (100)	36 (0.7)	2,881 (54.7)	1,072 (20.4)	15 (0.3)	497 (9.4)	47 (0.9)	72 (1.4)	303 (5.8)	255 (4.8)	89 (1.7)	0 (0.0)	5,267 (100)	10,060
役務委託等	1,822 (85.0)	322 (15.0)	2,144 (100)	4 (0.1)	1,857 (68.5)	399 (14.7)	0 (0.0)	333 (12.3)	29 (1.1)	6 (0.2)	11 (0.4)	42 (1.5)	31 (1.1)	0 (0.0)	2,712 (100)	4,856

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。



第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数 (注2)	原状回復を受けた 下請事業者数 (注2)	原状回復の金額 (注1)
減額	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
支払遅延	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
返品	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
買ったたき	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
受領拒否	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
やり直し等	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
割引困難な 手形の交付	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
購入等強制	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
合計	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円

(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。





令和4年度における下請法の運用状況
及び
中小事業者等の取引公正化に向けた取組

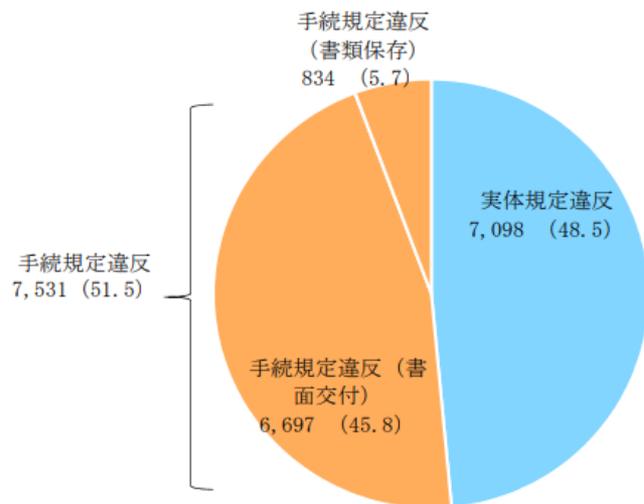
令和5年5月30日
公正取引委員会



○類型別件数(14,629件)の内訳、実体規定違反件数(7,098件)の行為類型別内訳

類型別件数(14,629件)の内訳

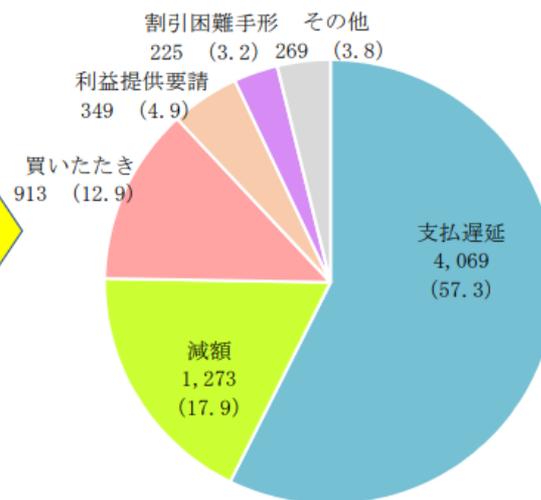
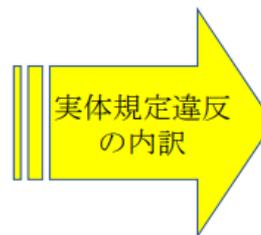
[単位:件、(%)]



(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

実体規定違反件数(7,098件)の行為類型別内訳

[単位:件、(%)]

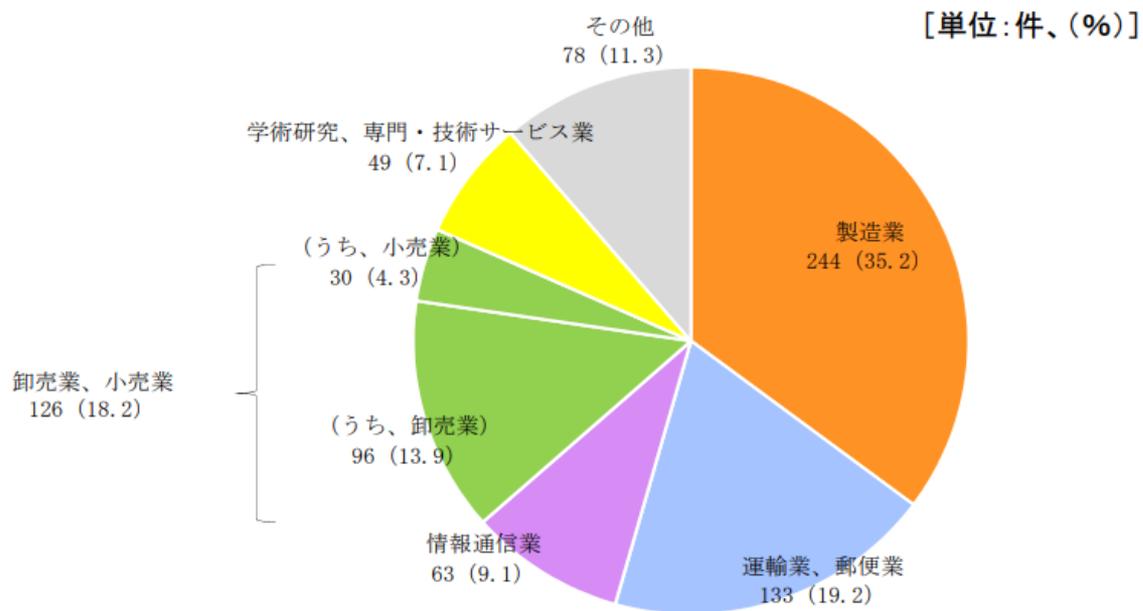


(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ①)

公正取引委員会は、転嫁対策に向けた集中取組期間(令和5年1月～3月)において121件の立入調査を実施するとともに、買ったたきについて693件の指導を行った。

買ったたきについて指導を行った親事業者を業種別にみると、下表(大分類)及び次ページの表(中分類)のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は買ったたきに係る指導件数全体(693件)に占める比率である。

○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ②)

製造業に対する措置件数 (244件)の内訳		
業種	措置件数	割合
金属製品製造業	49件	20.1%
生産用機械器具製造業	45件	18.4%
輸送用機械器具製造業	23件	9.4%
繊維工業	14件	5.7%
はん用機械器具製造業	14件	5.7%
プラスチック製品製造業	10件	4.1%
食料品製造業	9件	3.7%
その他の製造業	9件	3.7%
印刷・同関連業	8件	3.3%
電気機械器具製造業	8件	3.3%
家具・装備品製造業	8件	3.3%
その他	47件	19.3%
合計	244件	100%

卸売業、小売業に対する措置件数 (126件)の内訳		
業種	措置件数	割合
機械器具卸売業	41件	32.5%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	19件	15.1%
その他の卸売業	16件	12.7%
機械器具小売業	15件	11.9%
繊維・衣服等卸売業	11件	8.7%
その他	24件	19.0%
合計	126件	100%

その他の業種に対する措置件数 (323件)の内訳			
業種		件数	割合
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118件	36.5%
	道路貨物運送業以外	15件	4.6%
情報通信業	情報サービス業	47件	14.6%
	情報サービス業以外	16件	5.0%
学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	29件	9.0%
	技術サービス業以外	20件	6.2%
サービス業	その他の事業サービス業	11件	3.4%
	その他の事業サービス業以外	10件	3.1%
複合サービス業	協同組合	13件	4.0%
その他		44件	13.6%
合計		323件	100%

(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

4. 近時の処分事例の概況

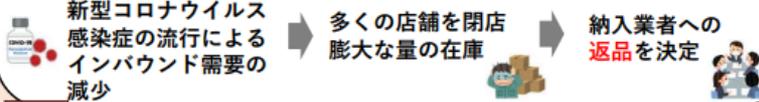


株式会社ダイコクから申請のあった確約計画の認定について

ダイコク

- 近畿地方を中心に全国で「ダイコクドラッグ」と称する店舗を展開
- インバウンド需要をターゲットとした店舗展開
- 近畿地方のドラッグストア市場における売上高が上位

令和2年3月頃の背景事情



優越的地位の濫用の疑い

違反被疑行為

返品

売れ残り商品等の返品

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がなかった
- ・ 納入業者との合意により返品の条件を明確に定めていなかった
- ・ 納入業者の同意を得たが、返品により通常生ずべき損失を負担していなかった
- ・ 納入業者から返品を受けたい旨の申出がなかった

従業員等の派遣の要請

閉店店舗等における返品作業等の要請

- ・ あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- ・ 派遣のために必要な費用を負担しなかった

納入業者

- ダイコクに対する取引依存度が大きい
- ダイコクとの取引継続を希望
- 他の事業者との取引拡大等によりダイコクとの取引と同等の売上高の確保が困難

独占禁止法上の考え方

- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がない場合に商品を返品すること、又は当該納入業者の従業員等を派遣させて本来自らが行うべき業務を行わせることは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたものであったとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。
- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担しない場合は、あらかじめ当該納入業者の同意を得ていたとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

ダイコクが確約計画を作成

- ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ② 納入業者への通知・従業員への周知
- ③ 納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 履行状況の報告

確約計画の認定要件

措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置（約80社に総額約7億5000万円の返金）
→ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
→ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施

通知
(公正取引委員会)

申請
(ダイコク)

公正取引委員会の認定



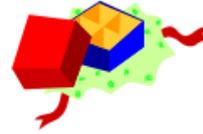
廣川株式会社に対する勧告（概要）



廣川(株)（親事業者）
（包装資材、販売促進用商品等の卸売等）

下請取引の内容

- ・包装資材、販売促進用商品等の製造委託
- ・印刷物等のデザインの作成委託



違反行為の概要

「歩引」（注1）等として、
総額1323万6486円を
下請代金の額から**減額**（注2）した。

※ 廣川は、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

下請事業者（87名）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・「歩引」の額等を減じていた行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

（注1）下請代金を現金で支払う際に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いていた。

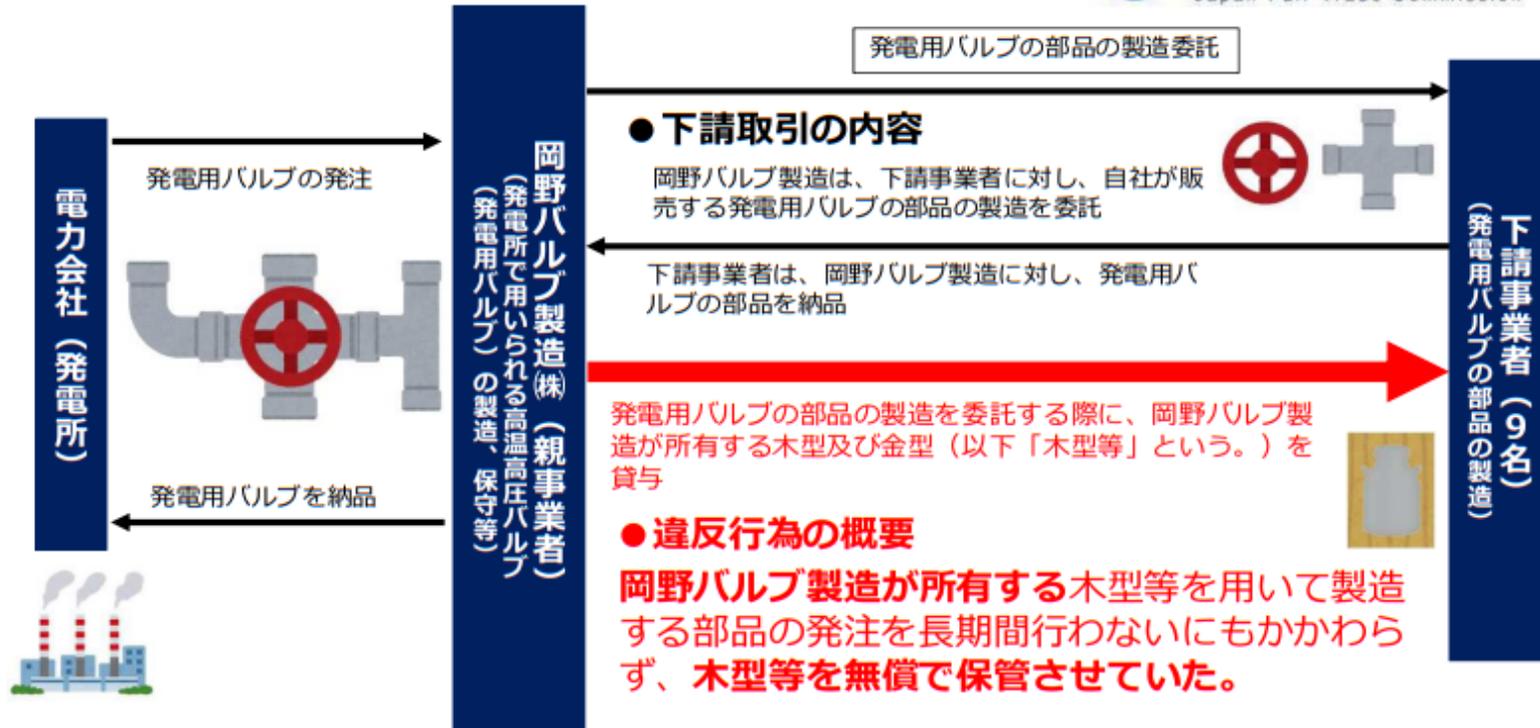
（注2）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。「値引き」、「協賛金」、「歩引き」等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。



岡野バルブ製造株式会社に対する勧告（概要）



1 本件の概要



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に無償で木型等を保管させたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（※）不当な経済上の利益の提供要請
下請法は、親事業者が自己のために下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。

※

株式会社キャメル珈琲に対する勧告（概要）

（株）キャメル珈琲（親事業者）
（「カルディコーヒーファーム」と称する
店舗等での食品等の販売等）

● 下請取引の内容

消費者等に販売する食品等の製造委託



● 違反行為の概要

- ① 自社の各店舗への配送が不要なオンラインストア販売用の商品について、「センターフィー」として、下請事業者58名に対し、**約748万円**を下請代金の額から減額した（注1）
- ② 商品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者49名に対し、**約305万円**の商品を返品した（注2）
- ③ 上記返品の際に「契約不適合商品処理負担金」（*）として、下請事業者46名に対し、**約313万円**を**自己のために提供させた**（注3）

*契約不適合商品処理負担金は、下請事業者の責めに帰すべき理由がない返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため提供させていた金銭のこと

下請事業者（67名）

①減額、②返品、③利益提供要請の総額は約1366万円

※キャメル珈琲は、下請事業者に対し、減額の一部、返品及び利益提供要請を行った金額を支払済み

公正取引委員会からの勧告の内容

- 減額した金額を支払うこと
- 今後、減額及び返品を行わないこと並びに不当な経済上の利益を提供させないことを、取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2）返品

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。納品時に品質検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは、下請法違反に該当。

（注3）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

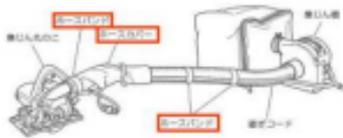


工機ホールディングス(株)による買ったたき事件

工機ホールディングス(親事業者)

下請取引の内容

工機ホールディングスが販売する電動工具向け「ホースカパーセット」の製造(製造委託)



出典:ホースカパーセット使用説明書(工機ホールディングス株式会社)

違反行為の概要(買ったたき)

ホースカパーセットの単価引上げを求める本件下請事業者に対して、実際には**具体的な計画などなかったにもかかわらず、段階的に単価を引き上げる旨説明し**、その言動を信頼した本件下請事業者に、令和3年1月、自社の利益を優先した、**本件下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせた**



勧告内容

工機ホールディングスは、

- 今後、下請事業者に買ったたきを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

工機ホールディングスは、本件下請事業者に対して、本件下請事業者が引上げを求めて提出した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額(約302万円)を支払っている。

個人事業主(本件下請事業者)

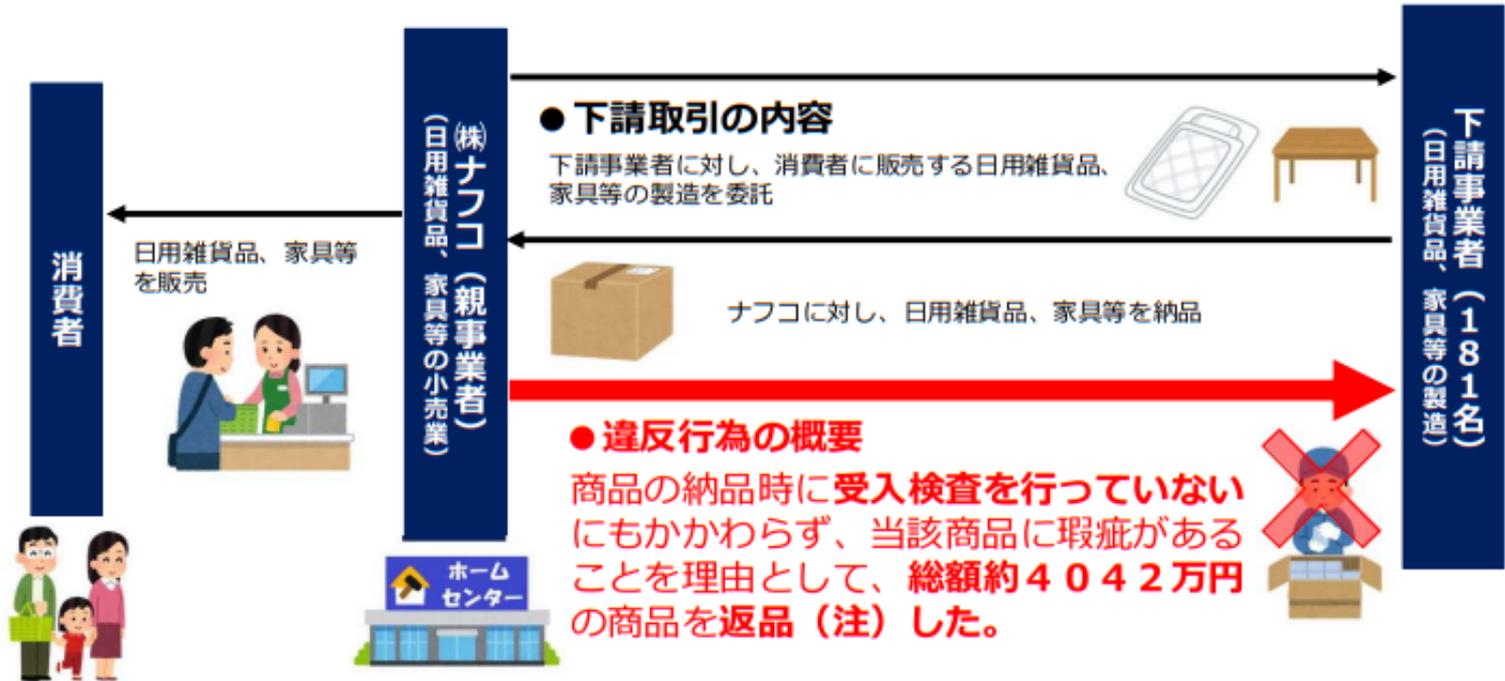
【その他の認定事実】

- ※1 ホースカパーセットの単価を**10年以上**にわたって据置き
- ※2 平成30年には、工機ホールディングスの担当者が、商品の**単価を一律5パーセント引き下げた本件下請事業者名義の見積書**を作成し、**印を押して提出するよう本件下請事業者に要求(工機ホールディングスの役員も関与)**
- ※3 本件行為の後、本件下請事業者に生じた事由により、ホースカパーセットの製造は他の事業者引き継がれることになったが、その際の単価は、**本件下請事業者と取引していた単価の3倍を超える額**

株式会社ナフコに対する勧告（概要）



1 本件の概要



公正取引委員会からの勧告の内容

- 返品した商品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がない返品を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。

納品時に受入検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することは、禁止されている。

参考

5.【参考その1】

いわゆる「消費者優越」

【別の派生形態】



デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(令和元年12月公表)

本考え方の対象となる行為

デジタル・プラットフォーム事業者が提供するデジタル・プラットフォームにおける個人情報等の取得又は当該取得した個人情報等の利用における行為

上記行為を対象に考え方を整理する理由

- デジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果、低廉な限界費用、規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいとされていること。
- デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの集積・利活用が進展することにより、競争優位を維持・強化する循環が生じるとされていること。
- デジタル・プラットフォーム事業者による消費者の個人情報等の取得・利用に対して懸念する声があること。
(「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する中間論点整理」(平成30年12月)より)

「優越的地位」とは

消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合に、デジタル・プラットフォーム事業者が消費者に対して「優越的地位」にある

優越的地位の濫用となる行為類型

(1) 個人情報等の不当な取得

- ア 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること
- ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること
- エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること

(2) 個人情報等の不当な利用

- ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること
- イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること など

デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(令和元年12月公表)

優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

- 事業者がどのような取引条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、事業者と消費者との取引においては、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」(消費者契約法〔平成12年法律第61号〕第1条)が存在しており、消費者は事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。
- 自己の取引上の地位が取引の相手方である消費者に優越しているデジタル・プラットフォーム事業者が、取引の相手方である消費者に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方で、デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである(注4)。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。
- どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して個別の事案ごとに判断することになる。

(注4)消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることにより削減した費用又は得た利益を、当該取引に係る事業又は他の事業に投入することにより、競争者との関係において、競争上有利になるおそれがある。

「取引の相手方(取引する相手方)」の考え方

- 独占禁止法第2条第9項第5号は、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」、「継続して取引する相手方」(同号イ及びロ)や「取引の相手方」(同号ハ)に対して、不利益を与える行為を優越的地位の濫用としており、「取引の相手方(取引する相手方)」には消費者も含まれる。
- また、個人情報等は、消費者の属性、行動等、当該消費者個人と関係する全ての情報を含み、デジタル・プラットフォーム事業者の事業活動に利用されており、経済的価値を有する。
- 消費者が、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する際に、その対価として自己の個人情報等を提供していると認められる場合は当然、消費者はデジタル・プラットフォーム事業者の「取引の相手方(取引する相手方)」に該当する。



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

従来の議論(本資料37頁等)	DP事業者に関する議論(前頁)
自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、	自己の取引上の地位が取引の相手方である消費者に優越しているデジタル・プラットフォーム事業者が、取引の相手方である消費者に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、
当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、	当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方で、
当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、	
行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。	デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。



デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(令和元年12月公表)

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

(1) デジタル・プラットフォーム事業者が個人情報等を提供する消費者に対して優越した地位にあるとは、消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合である。

(2) 消費者がデジタル・プラットフォーム事業者から不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーム事業者の提供するサービス(以下(2)において「当該サービス」という。)を利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合であるかの判断に当たっては、消費者にとっての当該デジタル・プラットフォーム事業者と「取引することの必要性」を考慮することとする。

消費者にとって、①当該サービスと代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在しない場合(注5)、②代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在していたとしても当該サービスの利用をやめることが事実上困難な場合(注6)、又は③当該サービスにおいて、当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合には、通常、当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者は、消費者に対して取引上の地位が優越していると認められる。

(注5)当該サービスと代替可能であるかどうかについては、サービスの機能・内容、品質等を考慮して判断する。その判断に当たっては、個々の消費者ごとに判断するのではなく、一般的な消費者にとって代替可能であるかどうかで判断する。

(注6)当該サービスの利用をやめることが事実上困難かどうかについては、サービスの機能・内容、当該サービスを利用する他の消費者と形成したネットワークや、当該サービスを利用することにより蓄積したデータを、他の同種のサービスで利用することが可能かどうかなどの特徴等を考慮して判断する。その判断に当たっては、個々の消費者ごとに判断するのではなく、一般的な消費者にとって利用をやめることが事実上困難かどうかで判断する。

(3) また、優越的地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者が、消費者に対して不当に不利益を課して取引を行えば、通常、「利用して」行われた行為であると認められる。

(4) これらの判断に当たっては、デジタル・プラットフォーム事業者と消費者との間に、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在することを考慮する必要がある。



5. 【参考その2】

フリーランス新法

【発展形態】



特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案 (フリーランス・事業者間取引適正化等法案)の概要(新規)

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること



3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日



(参考の参考) フリーランスガイドライン(令和3年3月公表)

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (概要)

- 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備。

第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

第2 独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

第3 フリーランスと取引を行う事業者が 遵守すべき事項

独禁法・下請法

1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。
- 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

3 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

(1) 報酬の支払遅延

(2) 報酬の減額

(3) 著しく低い報酬の一方的な決定

(4) やり直しの要請

(5) 一方的な発注取消し

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

(7) 役務の成果物の受領拒否

(8) 役務の成果物の返品

(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

(11) 合理的に必要な範囲を超えた
秘密保持義務等の一方的な設定

(12) その他取引条件の一方的な設定・変更・
実施



第4
仲介事業者が遵守
すべき事項

1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。
- 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

- 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。
- 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。
- 労組法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

- ① 「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）
- ② 「報酬の労務対償性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）
- ② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

(1) 基本的判断要素

- ① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）
- ② 契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか）
- ③ 報酬の労務対償性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）

(2) 補充的判断要素

- ④ 業務の依頼に必ず関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に必ず関係にあるか）
- ⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っている）と広い意味で解することができるか等）

(3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）

- ⑥ 顕著な事業者性（恒常的に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受けて事業を行う者か）

労働関係法

第5
現行法上「雇用」
に該当する場合の
判断基準



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経験があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橋川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
一橋大学大学院法学研究科特任教授(独占禁止法)
立命館大学法科大学院講師(独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麴町4丁目1番地
麴町ダイヤモンドビル
電話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081